

## 音更町消防団条例の一部を改正する条例

音更町消防団条例（平成27年音更町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（消防団員の種類）

第3条の2 消防団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の消防団員とする。

3 機能別消防団員は、特定の活動に従事する消防団員とする。

第4条中「消防団員」を「基本消防団員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 機能別消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、町長の承認を得て団長が任命する。

（1）前項各号に該当する者

（2）消防団員として必要な知識経験を有すると団長が認める者

第5条の次に次の1条を加える。

（休団）

第5条の2 長期間消防団活動に従事することができない基本消防団員は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をし、又は任命権者が休団をさせることができる。

2 基本消防団員が自ら休団をしようとするとき又は休団中の基本消防団員が自ら復帰しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。

3 休団中の基本消防団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該基本消防団員が属していた階級とする。

4 休団中の基本消防団員については、第12条の規定は適用しない。

5 休団中の基本消防団員については、その休団の期間中、第13条に規定する報酬を支給しない。

第8条第2項第1号中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、休団中の基本消防団員が同号の規定に該当するに至ったときは、この限りでない。

第12条第1項ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、機能別消防団員は、別に定める特定の任務に限り出動するものとする。

第13条第1項中「に報酬を支給する」を「の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、機能別消防団員については、年額報酬を支給しない。

第13条第2項中「報酬は、年額とし」を「年額報酬は」に改め、同条に次の1項を加える。

3 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める出動報酬を支給する。

第14条中「従事したときは」を「従事する場合には」に改める。

第15条に次の1項を加える。

2 第5条の2の規定により年の途中において休団し、又は復帰した基本消防団員の年額報酬は、休団の期間の初日の前日の属する月の翌月から当該期間の末日の属する月までの月割計算した額を除算して支給する。

別表第1中「第13条」を「第13条第2項」に改め、同表団員の項中「31,000円」を「36,500円」に改める。

別表第2中「第14条」を「第13条第3項、第14条」に改め、同表第1項の表を次のように改める。

#### 1 出動報酬

区分	額
災害出動	1日につき 8,000円
警戒、訓練その他の出動	1日につき 5,000円

別表第2第2項の表中「前項の公務以外の公務のための旅行の場合」を「費用弁償」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に従事した公務に係る報酬及び費用弁償の支給については、この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。